

一般社団法人 阿倍野産業会 青年部

会 則

第一章 総 則

- 第1条 本会は、一般社団法人 阿倍野産業会 青年部と称する。
- 第2条 本会の事務所は、阿倍野区三明町2丁目10番32号一般社団法人阿倍野産業会内に置く。

第二章 目的及び事業

- 第3条 本会は会員相互の企業経営に関する知識と教養を高めるとともに、親睦と啓発を図り、事業経営に寄与することを目的とする。
ただし、特定の個人又は法人、その他団体の利益を目的とした事業は行わない。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 企業経営のための諸問題の研究
 2. 地域社会及び企業相互の啓発、調査研究
 3. 各種団体との交流、セミナー、見学会、親睦会等の開催
 4. 会員相互の親睦を図るための事業
 5. その他本会の目的達成に必要な事業

第三章 会 計

- 第5条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金その他をもって充てる。
- 第6条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第四章 会 員

- 第7号 本会の会員は、一般社団法人 阿倍野産業会の会員事業所の経営者、次期経営者、幹部、又は将来幹部となる満20歳以上満50歳にたつする年度内の者をもって組織する。
- 第8条 会員は、総会において定めた会費を納入しなければならない。
- 第9条 会員の資格は、次の事項により消滅する。
1. 第7条による脱退
 2. 脱退
 3. 死亡
 4. 当産業会の会員事業所が脱退及び本会員が退社した場合

第10条 会員は本会を脱退しようとするときは、書面をもって届けなければならない。

第五章 役員

第11条 本会は次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 理事 若干名
4. 監事 1名

役員は、総会において互選により選出する。

第12条 前条の役員の任期は、1年間とし再任は妨げない。

第13条 本会に顧問をおくことができる。顧問は、会長が役員会に諮りこれを委嘱する。顧問は、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第六章 会議

第14条 会議は、総会、役員会、委員会として、会長がこれを招集する。

定時総会は、毎年会計年度終了後にこれを招集する。

臨時総会は、必要に応じて役員会の決議により、又は3分の1の目的を示した要求により開催する。

会議は、全ての会員（委任状を含む）の2分の1以上が出席し、過半数の同意により成立する。ただし、可否同数の場合は会長がこれを決定する。

第七章 委員会

第15条 役員会は、必要に応じて委員会を設置することができる。

委員の構成は、役員会において決定する。

附 則

1. 本会則は、平成26年2月17日から施行する。